

情報倶楽部

2024年3月

No. 275

編集発行人 税理士 細見 秀樹

〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400

お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

消費税

★ 簡易課税の経理方法の見直し

Q. 簡易課税の経理方法が見直されたそうですが、どのようになったのですか？

A. これまでは、原則として、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れのように適格請求書等の記載事項に基づき計算した金額がない課税仕入れについては、税務上、仮払消費税等の額はないことになるため、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについて仮払消費税等の額として経理をした金額があっても、税務上はその仮払消費税等の額として経理をした金額を取引の対価の額に含めて法人税の所得金額の計算を行う必要があることとされていました。

しかしながら、簡易課税制度を適用している事業者(簡易課税制度適用事業者)は、適格請求書等の有無にかかわらず、課税売上げに係る税額にみなし仕入率を乗じて計算した金額の仕入税額控除が認められることとされており、仕入税額控除を適用するに当たって適格請求書等の有無が要件とされていません。

こうしたことから、**税抜経理方式を適用している簡易課税制度適用事業者**が課税仕入れを行った場合においては、継続適用を条件として、全ての課税仕入れについて、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10(軽減税率の対象となるものは108分の8)を乗じて算出した金額を仮払消費税等の額として経理をした場合にはその処理も認められることとされました。

インボイスの有無の確認の必要なく経理処理が出来ます。

ただし、簡易課税と原則課税の納付税額の比較で有利不利の計算はできなくなります。

[令和6年度税制改正の大綱について\(インボイス関連\) | 国税庁\(nta.go.jp\)](#)

★ 自販機特例と回収特例の帳簿の記載事項の見直し

Q. 令和6年の税制改正大綱を受けて、いわゆる自販機特例と回収特例の帳簿の記載事項が見直されたとか。どのようになったのですか？

A. 令和6年度の税制改正大綱の閣議決定に基づき、「自動販売機特例(注1)が適用される取引」や「回収特例(注2)が適用される取引(3万円未満の取引に限る)」における帳簿

の記載事項が、3万円未満の公共交通機関利用時などの取扱いと同様に、「住所又は所在地」の記載を不要とする取扱いになりました。この取扱いは、令和5年10月1日以後に行われる上記の課税仕入れについて適用されます。

(注1)自動販売機特例について

自動販売機又は自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等のうちその課税資産の譲渡等に税込価額が3万円未満の取引について、その買手は、**一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用を受けることができます。**

(注2)回収特例について

入場券のような物品切手等で適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除きます)が記載されているものが、引換給付の際に適格請求書発行事業者により回収される場合、その物品切手等により役務の提供等を受ける買手は、**一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用を受けることができます。**

[令和6年度税制改正の大綱について\(インボイス関連\) | 国税庁 \(nta.go.jp\)](#)

★ 出張旅費を実費精算する場合

Q. 従業員が出張旅費を精算する場合、仕入税額控除はどのようになりますか？

A. 従業員に支給する出張旅費、宿泊費、日当等のうち、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、課税仕入れに係る支払対価の額に該当するものとして取り扱われ、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

この場合、この従業員に対する支給には、概算払いによるもののほか、実費精算されるものも含まれますので、実費精算に係るものであっても、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うことができます。

なお、実費精算が会社から用務先へ直接対価を支払っているものと同視し得る場合には、通常必要と認められる範囲か否かにかかわらず、他の課税仕入れと同様、一定の事項を記載した帳簿及び社員の方から徴求した適格請求書等の保存により仕入税額控除を行うこととなります。

その際、3万円未満の公共交通機関による旅客の運送など、一定の課税仕入れに当たるものについては、その帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

[出張旅費、宿泊費、日当等に係る仕入税額控除の適用要件 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](#)

国税庁軽減税率・インボイス制度対応室 [0023011-048_03.pdf \(nta.go.jp\)](#)

★ 従業員が立替払いした場合の仕入税額控除

Q. 従業員が事業に必要な消耗品等を立替払いして、宛名が従業員である領収書の場合、仕入税額控除はどのようになりますか？

A. 従業員が事業に必要なものとして購入した消耗品等の代金を会社が負担する場合には、それは会社が負担すべき費用を従業員から立替払いを受けたこととなります。

原則として、本来宛名の記載を求められない適格簡易請求書であったとしても、書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称として仕入税額控除を行う事業者以外の者の氏名又

は名称が記載されている場合には、その適格簡易請求書をそのまま受領し保存したとしても、これをもって、仕入税額控除を行うことはできません。

しかしながら、その従業員が会社に所属していることが明らかとなる名簿やその名簿の記載事項に係る電磁的記録（従業員名簿等）の保存が併せて行われている場合は、宛名に従業員名が記載された適格簡易請求書と、その従業員名簿等の保存をもって、会社はその消耗品費に係る請求書等の保存要件を満たすこととして、仕入税額控除を行うことが認められることとなっています。なお、従業員名簿等がなく、立替払を行う従業員が特定できない場合には、宛名に従業員名が記載された適格簡易請求書と、従業員が作成した立替金精算書の交付を受け、保存しておくことが必要です。

国税庁軽減税率・インボイス制度対応室[0023011-048_03.pdf \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0023011-048_03.pdf)

所 得 税

★ 定率減税の概要

Q. 令和6年の税制改正で所得税の定額減税が実施されることとされましたが、どのようになっていますか？

A. 令和6年度の税制改正における所得税の定額減税(特別控除)の概要は、次のとおりです。

① 実施

令和6年6月から

② 適用対象者

令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である者(給与収入のみの方の場合、給与収入が2,000万円以下(子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける者は、2,015万円以下)である者)

③ 定額減税額

特別控除の額は、次の金額の合計額です。

1. 本人(居住者に限る) 30,000円

2. 同一生計配偶者または扶養親族(いずれも居住者に限る) 1人につき30,000円

※合計額がその人の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

④ 実施方法

次の方法により実施されます。

- ・ 給与所得者に係る特別控除
- ・ 公的年金等の受給者に係る特別控除
- ・ 事業所得者等に係る特別控除

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0023012-317.pdf>

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0024001-021.pdf>